

都市計画道路補助第216号線
(鎌田四丁目及び大蔵六丁目)

みちづくりニュース No. 4

令和2年6月発行

発行：世田谷区道路・交通計画部
道路計画課

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03(5432)2538

FAX 03(5432)3067

◆これまでの取り組みについて

区では都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（鎌田四丁目及び大蔵六丁目）（以下、「補助216号線」と表記します。）について、事業概要及び測量説明会を平成30年9月5日に開催し、これまで、測量調査や現況交通量調査などを進めてまいりました。皆様のご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

◆都市計画事業の認可を取得し、事業に着手いたします

このたび、令和2年4月1日に都市計画事業認可を東京都から取得し、道路事業に着手することになりました。事業期間は令和12年3月までの10年間の予定です。

今後、事業を進めるにあたり、用地補償に関する内容を中心とした説明会の開催を予定しております。引き続き、早期の道路整備をめざしてまいりますので、ご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

※なお、用地補償等の説明会について、開催日程等の詳細は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在、調整中です。決定次第、改めてご案内いたします。

H30.9.5

①説明会
(事業概要、測量調査等)

②測量調査の実施
・現況測量
(道路や建物、塀等の位置)
・用地測量
(道路や隣地との土地境界確定等)

R2.4.1

③都市計画事業の認可
(事業着手)

現在

④用地補償についての説明の機会

⑤用地取得
(交渉・契約)

R12.3.31

⑥道路工事

⑦道路完成
(事業完了)

◆事業の概要、事業認可取得後の各種制限について

○ 本事業の概要について

都市計画事業名称

- ・ 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第216号線
- ・ 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第213号線

施行者の名称

- ・ 世田谷区

事業地

- ・ 世田谷区鎌田四丁目及び大蔵六丁目各地内



<補助第213号線の事業地について>

補助第216号線と交差する部分について、新たな用地取得を発生させないことなどを理由に、今回の事業地として事業を行ってまいります。

○ 建築等の制限について

事業認可日(令和2年4月1日)以降、事業地内で次のことをする場合は、世田谷区長の許可が必要になります。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物や工作物の建設
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積

○ 土地建物の売買の制限について

事業地内の土地建物を売る場合には、事前に、買い主や予定金額などを、世田谷区へ届け出ることが必要になります。また、その届出後30日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

【お問い合わせ先】

世田谷区 道路・交通計画部 道路計画課

担当 谷口、飯田

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2538 FAX 03(5432)3067

「みちづくりニュース【No1. 2. 3. 4】」及び説明会資料は区のホームページで公開をしています。

[世田谷区トップページ](#) > [目次から探す](#) > [住まい・街づくり・環境](#) > [道路・土地・水道](#) > [みちづくり\(道路計画\)](#) > [都市計画道路、主要生活道路、地先道路、狭あい道路の拡幅整備](#) > [都市計画道路補助第216号線\(大蔵2期\)](#)